

◆ 大気測定結果

定量分析結果一覧

2021年9月14日実施

調査項目	単位	調査地点名					大気汚染に関わる環境基準 ^{#1} 及び指針値 ^{#2}	日本産業衛生学会許容濃度勧告(2020年度) ^{#3}	一般環境大気測定結果(2019年度) ^{#5}	
		ペール保管場所	選別機近傍	成型機側敷地境界	選別機側敷地境界	比較対象地点				
1	ベンゼン	μg/m ³	1.1	0.8	0.8	0.9	0.7	3	—	0.24~2.0
2	ジクロロメタン	μg/m ³	3.5	2.7	2.5	11	2.1	150	170000	0.26~7.8
3	1,1,1-トリクロロエタン	μg/m ³	< 0.6	< 0.6	< 0.6	< 0.6	< 0.6	—	1100000	—
4	トリクロロエチレン	μg/m ³	< 0.9	< 0.9	< 0.9	< 0.9	< 0.9	130	135000	0.0035~6.3
5	テトラクロロエチレン	μg/m ³	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	200	—	0.0048~0.80
6	アクリロニトリル	μg/m ³	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	2 ^{#2}	4300	0.0028~0.77
7	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	10 ^{#2}	—	0.0025~1.2
8	クロロホルム	μg/m ³	1.4	1.4	< 0.9	< 0.9	< 0.9	18 ^{#2}	14700	0.011~1.3
9	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	< 0.16	< 0.16	< 0.16	< 0.16	< 0.16	1.6 ^{#2}	40000	0.036~0.53
10	1,3-ブタジエン	μg/m ³	< 0.25	< 0.25	< 0.25	< 0.25	< 0.25	2.5 ^{#2}	—	0.0026~0.65
11	トルエン	μg/m ³	47	46	23	27	21	—	188000	0.19~170
12	アセトアルデヒド	μg/m ³	67	42	6.4	4.6	1.1	—	90000 ^{#4}	0.62~16
13	ホルムアルデヒド	μg/m ³	13	7.6	7.2	7.0	5.8	—	120	0.88~11
14	アセトニトリル	μg/m ³	180	160	14	21	7.2	—	—	—
15	パラジクロロベンゼン	μg/m ³	1.7	1.9	1.7	1.0	0.8	—	60000	—
16	水銀(ガス状)	μg/m ³	0.13	0.12	0.004	0.005	< 0.004	0.04 ^{#2}	25	0.00070~0.0082
17	酸化エチレン	μg/m ³	0.34	0.28	0.09	0.08	0.09	0	1800	0.013~0.33
18	スチレン	μg/m ³	9.3	12	2.9	< 0.5	< 0.5	—	85000	—
19	エチルベンゼン	μg/m ³	6.2	7.1	7.7	4.4	6.1	—	87000 ^{#7}	—
20	m,p-キシレン	μg/m ³	3.7	4.4	5.5	5.0	4.5	—	217000	—
21	o-キシレン	μg/m ³	1.1	1.4	2.1	1.8	1.5	—	217000	—
22	揮発性有機化合物	ppmC	18	17	5	5	5	600 ^{#6}	—	—

結果の表示は20°Cにおける換算値である(22 揮発性有機化合物を除く)。

#1: 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)。

#2: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値。

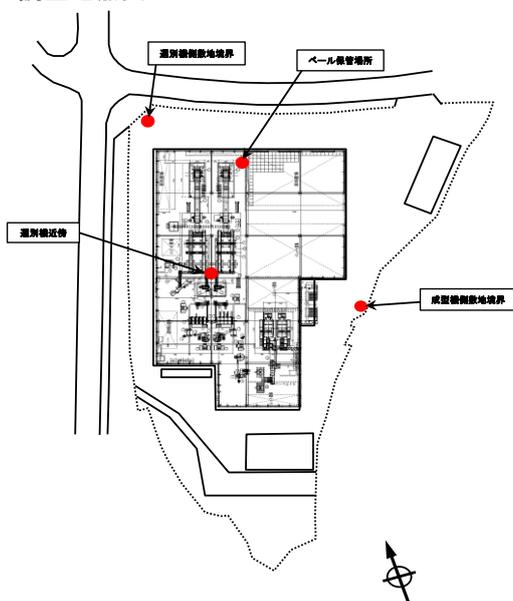
#3: 1日8時間、週40時間程度有害物質に暴露される場合に平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康に悪い影響がみられないと判断される濃度。ただし、#4は、常時これ以下の濃度に保つこととされている最大許容濃度である。

#5: 「平成30年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について」(環境省HPより)を参照した、一般環境の最小値~最大値。

#6: 大気汚染防止法による揮発性有機化合物の「揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(送風機の送風能力が3000m³/時以上のもの)」に係る排出基準値。

#7: エチルベンゼンの許容濃度は、2020年度に改訂・提案された。

調査地点図



比較対象地点



調査者：帝人エコ・サイエンス株式会社（計量証明事業登録番号 大阪府 No.10008（濃度））